鉾田市家庭教育支援事業

家庭教育学級の手引き

鉾田市教育委員会生涯学習課

家庭教育学級のねらい

1　鉾田市家庭教育学級は，教育基本法第１０条及び第１０条第２項に基づき開設する。
2　小・中学生をもつ父親・母親が家庭教育の機能を高めるための学習を深め，親の役割を自覚することによって心豊かな青少年の健全育成を図る。
3　「家庭教育でなければできない教育とは何か」,「家庭教育だけでは果たせない教育とはどんなことか」など家庭教育の在り方について学習することによって，家庭における教育機能の向上に資する。
4　学級生同士相互の親睦を深め，連帯感を高めつつ，地域の中心的存在となって地域社会の教育力を高める。
5　生涯学習の観点に立って保護者が一人の人間として，自分らしい生き方を探っていくため自己研鑽に励み，自己教育力を高めることによって人間らしい生活の充実を図る。

1　組織と運営

（1）　開設までの手順

年度当初に教育委員会は，各小中学校に家庭教育学級の開設を依頼し，それにもとづいて各小学校では，準備委員会（代表者会）を開催します。

学級開設にあたっては，各学校の実情，学級生の学習要求や活動の実態に照らし，合わせて準備委員会（代表者会）で次のようなことを確認し合うことが必要です。

①　どのような人を対象とするか。（全学年の親，低・中・高学年の親等）
②　開設場所をどこにするか。（小中学校・公民館等）
③　時期，期間，回数はどうするか。
④　所要経費はどうするか。（公費，会費等）
⑤　学習課題または計画の素案を立てる。（学習課題，目標，学習内容，時間数等）
⑥　関係機関，団体との連携を図る。

（2）　学級生の募集

学級生の募集にあたっては，学級の活性化に留意し，自主的参加による学級をつくりあげたいものであります。なお，広報を行う場合には，開設の主旨，開設場所，期日，時間，回数，対象者，プログラム等がもられていることが望ましいです。

（3）　運営の実際

ア　運営委員会の実際

家庭教育学級をより効果的に運営していくためには，準備委員を運営委員に切り替えたり，または新たに運営委員を選出したりすることが必要であります。

運営委員会はそれぞれの学級の実情により，およそ次のメンバー構成が予想されます。

（ア）学級生代表・・・・・学級長，副学級長
（イ）家庭教育担当者・・・家庭教育学級担当教員
（ウ）その他・・・・・・・会計係，書記係，研修係等
（エ）係決定後の各係長，学級生ＯＢ，指導者等の協力者，実施機関の責任者及び担当主事等

イ　運営委員会の任務

（ア）準備委員会の素案にもとづき，細部の運営について検討する。

（イ）学級生の意見や要望をくんで，効果的な学習計画の原案を検討する。

（ウ）学級運営に必要な書類の整備と保管をする。

（エ）講師，助言者や関係機関との連絡，調整を図る。

（オ）学級生の招集をする。

ウ　諸係と仕事の分担例（一人一役が原則）

（ア）学級長，副学級長・・・・・・・話し合いの司会，渉外関係

（イ）書記・・・・・・・・・・・・・・学習の記録，学級日誌の記入等

（ウ）会計・・・・・・・・・・・・・・学級会計の徴収，支払い等

（エ）学習・・・・・・・・・・・・・・出席簿の記入

（オ）会場・・・・・・・・・・・・・・会場準備

（カ）広報・・・・・・・・・・・・・・広報誌，文集等の発行，学級生への連絡・通知等

（キ）評価・・・・・・・・・・・・・・学習の評価，アンケートの整理等

（ク）レクリエーション・・・・・・・学級生のレクリエーション計画実施

（ケ）その他

エ　自主運営の方策

家庭教育学級の学習内容は，参加者の学習要求等にもとづいて編成されなければなりません。ともすると，講師の話を聞くだけの形になりがちなので，学習とは「自分自身の課題を解決するための活動である」ことの認識を高め，受け身の学習参加から主体的参加へと学習集団を発展させることが大切であります。そのための方策として，次のような運営を試みると効果的です。

① グループ分けなどをして，話しやすい雰囲気や話し合いの機会を多くすることにより，参加意識や意欲を高めていく。

② グループの中での司会，記録など必要な係を分担し，一人一役の任務を果たすことから主体的な参加意識を高めるとともに，グループ内の連携を高めていく。

③ 学習内容に応じて，討議，調査，実習，視聴覚教材の活用，校外学習など多様な学習方法を工夫する。

④ プログラムは身近で必要性の大きいテーマを中心課題とし，それを解決するための目標を設定し，目標達成のための小課題を選択し系統的，発展的に編成する。

⑤ 学習計画は固定したものでなく，学習の課題を必要に応じて発展展開ができるように，弾力性と融通性をもったものが望ましい。

2 学習計画

（1） 学習計画の立て方

ア　学習主題を見出す方法

（ア）調査・アンケートなどの客観的資料からとると良いです。

（イ）学級生から直接の悩みや疑問，さらには広報活動などにより意見を求めることも大切です。

（ウ）類似の課題等については，他の家庭教育学級での学習計画を参考にすると良いです。

イ　学習主題の設定とプログラム編成上の留意点

①　学習主題は，学級生の要求課題と社会状況からの必要課題とのかみ合わせや生涯各時期の発達課題等を考慮する。 ②　学習主題は身辺性，共通性，具体性，緊急性を考慮する。 ③　学習内容の分量はできるだけ少なくする。 ④　学習内容の配列を考慮する。 ⑤　学習のねらいに対しての評価をする。

（２）　学習内容

ア　家庭教育に関する基礎的理解

（ア）家庭の機能と教育的な役割について理解する。

（イ）親の責任と役割を理解する。

（ウ）現在の教育の動向を把握する。

～学習課題の例～

・家庭教育の意義と親のあり方

・家庭教育の課題，家庭教育の重要性

・家庭の変化と子どもの教育

・共に育つ親と子，親のあり方

・基本的生活習慣のしつけ方

イ　子どもの理解とその育成

（ア）幼児教育の重要性を理解する。

（イ）心身の発達段階を理解し，親のあり方を正す。

（ウ）子どもの成長に即した正しいしつけをし，道徳的な心情を養う。

（エ）健康で安全な生活ができる。

（オ）家庭学習の意義を理解し，自ら学ぶ態度を育てる。

（カ）経済生活を理解させ，子どもに基本的な習慣，態度を育てる。

（キ）正しい職業観を身につけさせ，適切な進路指導をする。

（ク）性についての正しい考え方をもたせる。

～学習課題の例～

・子どもの遊びと成長発達

・現代っ子の考え方

・子どもの社会規律としつけ

・子どもの体力を育てる

・思春期における心身の特徴

（ケ）人権教育を通して，正しい人権意識を育てる。

ウ　家庭の環境づくり

（ア）家族相互のあたたかく，健全な人間関係をつくる。

（イ）子どもの豊かな情操を養う環境を整える。

（ウ）家業，家事を大切にし，励ましあい，協力しあう。

（エ）家族の一員としての自覚と誇りをもち，よい家風をきずく。

～学習課題の例～

・家族の望ましい人間関係

・勤労の喜び，家事の分担

・家庭の生活設計

エ　子どもをとりまく社会環境

（ア）青少年団体やグループを育てる。

（イ）マスコミの意義を理解し，不適当なものの浄化に努める。

（ウ）郷土の自然・歴史・文化を知り，郷土を大切にする心を育てる。

（エ）地域の連帯を深め，望ましい環境をつくる。

～学習課題の例～

・郷土を大切にする心，隣人愛

・社会道徳と子どものしつけ

・交友関係と団体活動，奉仕活動

・文化の伝承と家庭教育

3 家庭教育学級学習計画の事例

（1）　小学生をもつ親を対象としている場合

①　学習目標　　人間形成の基盤となる望ましい家庭づくりを目指す
子どもの心とからだの発達を理解する

②　展　　開

回	月 日	学習課題	学　習　内　容	時間	学習方法	指導・助言
1	5/11	開級式 家庭教育学級のあり方	家庭教育学級について 親子のふれあいと家庭づくり	３．５	講話 話し合い	教育長 校長 社教主事 社教指導員
2	6/15	仲間づくり	平等な社会について （人権学習）	２．０	話し合い グループワーク	校長 社教主事
3	7/11	子どもと家庭	家庭の機能 家庭の教育的役割	２．５	講話 話し合い	校長
4	8/4	親子の信頼関係	親子のふれあい	8．０	移動研修	担当教諭
5	10/12	子どもを知る	少年期の発達課題 発達課題に即した親の態度	２．５	講話 話し合い	大学教授
6	11/ 9	ほめて育てる	ほめることの意義	２．５	話し合い グループワーク	社教指導員
7	12/ 7	安全な生活	体の発達 疾病とその予防 体力づくり	２．０	講話 話し合い 実技	養護教諭 体育主任
8	2/13	家庭教育における今日的課題	家庭教育の今日的課題 事例研修	３．０	講演 事例発表	教育長 講演講師 社教主事
9	2/29	閉級式 家庭教育と地域教育	地域環境と家庭教育の在り方 地域づくりと家庭教育	２．５	講話 話し合い	校長 社教主事 社教指導員

1　開級式　　①開級にあたって（学校長）
②学級役員紹介
③役割分担
④講話（社会教育指導員）

2　人権学習　　①参加型人権学習
・アイスブレイキング
・グルーピング
・ワークショップ
・振り返り

第２案　ビデオフォーラム
・グルーピング
・ビデオ鑑賞
・グループ討議
・発表，振り返り

3　子どもと家庭　　①講話「家庭の機能」（学校長）
②グループワーク「家庭の教育的役割」
・家庭の教育的役割について，小グループで話し合いをもち，グループの意見をまとめる。
③グループごとの発表

4　親子の信頼関係　①移動研修
・出発　８：３０
・方面　笠間市
・内容　陶芸体験
・解散　４：３０

4　子どもを知る　　①講話「少年期の発達課題」（大学教授，社会教育指導員　等）
②グループワーク「発達課題に即した親の態度」
・講話の中で示された発達課題から，それに対応する親の態度は如何にあるべきかを話し合う。意見をまとめる必要はない。
③グループごとの発表
・話し合いで出た意見を発表し，「親の態度」についての多くの考え方を知る。

5　ほめて育てる　　①講話「ほめることの意義について」（社会教育指導員）
②グループワーク
・グループに分かれ体験活動をし，ほめることの意義について体感する。

6　安全な生活　　①講話「体の発達，疾病とその予防」（養護教諭）
・児童の体の発達と疾病，またその予防についての知識を得る。
②実技「体力づくり」（体育主任）
・体育館，校庭等に移動し，児童が体力を高めていくための効果的な運動を実際に行ってみる。

7　家庭教育講演会　①講演会「　　」（講師）
②事例発表
・　　小学校
・　　小学校
・　　中学校

8　閉級式　　①講話「地域環境と家庭教育の在り方」（学校長）
②講話「地域づくりと家庭教育」（社会教育指導員）
③役員あいさつ
④解散

（２）　中学生をもつ親を対象としている場合

①　学習目標　　健全な子どもの自立をめざす

②　展　　開

回	月 日	学習課題	学　習　内　容	時間	学習方法	指導・助言
1	5/16	開級式 組織づくり 年間計画	家庭教育学級について	３．０	講話 話し合い	教育長 校長 社教主事 社教指導員
2	6/14	歴史とふれあい	野口雨情記念館と花園渓谷をたずねる	８．０	移動学習	教頭 社教指導員
3	7/14	ゆれ動く中学生	向上心をもやすとき	２．０	講話 話し合い	校長
4	9/27	外国人講師を招いて	アメリカ人から見た日本の家庭教育	２．０	講話 話し合い	英語指導助手
5	11/ 8	親のあり方	父の役割，母の役割	２．５	講話 話し合い	
6	2/14	ゆれ動く中学生	情緒の安定と心の通じ合い	２．０	講話 話し合い	社教指導員
7	3/15	閉級式		１．５		教育長 校長 社教主事

４　家庭教育学級開設に必要な帳簿とその管理

以下にあげる帳簿は一般的に準備するものであって，これ以外にも必要と思われるものを学級の実態に応じて作成してください。

（１）　学級日誌

学級日誌の記入については，開設の日ごとに記入，整理しておきます。

（２）　学級生名簿

学級生の名簿を作成し，保管します。この際，名簿は個人情報が含まれるため取り扱いには充分注意する必要があります。

（３）　学級生出席簿

学級生名簿と出席簿を兼ねて作成する方法もあります。

（４）　受払簿

支払明細および当該経費を明らかにするために作成します。

（５）　学級運営委員会記録簿

運営委員会での内容を記録しておきます。

（６）　通知等の学級開設に関わる関係書類綴り

公文書や通知文等の学級開設に必要な関係書類等を綴り込んで一括保存します。

鉾田市小中学校家庭教育学級開設要領

（趣旨）

第１条　この要領は，社会教育法 48 条第 1 項及び第 3 項の規定，並び昭和 49 年 4 月 26 日社会教育審議会建議「在学青少年に対する社会教育の在り方」についての趣旨により，現在の世相から鉾田市として，学校教育・家庭教育・社会教育の連携の方向について，学校教育に支障がない限り，小・中学校の教育組織及び施設を活用し，家庭教育の講座を開設するのに必要な事項を定めるものとする。

（家庭教育学級の開設）

第２条　家庭教育学級（以下「学級」という）の開設は，鉾田市教育委員会が市内全域の小中学校に開設する。

（学級の運営）

第３条　学級の運営は，各小中学校，各小中学校のＰＴＡと鉾田市教育委員会が協議し，単位ごとに家庭教育学級運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し運営委員会において行う。

（学級対象者）

第４条　学級の対象者は主として開設校のＰＴＡ会員とする。

（開設場所）

第５条　学級の講座等の開設場所は，学校または公民館，その他とする。

（学習の時間数）

第６条　学習の時間数及び回数は，おおむね２０時間以上，又は，６回以上とし，学級の実態を考慮し決定するものとする。

（学習の計画）

第７条　学習の計画は，開設校及び，開設校のＰＴＡの実態と学級生の学習要求に応じたものとし，かつ，一定のテーマについて体系的に学習できるものが望ましい。

（講師）

第８条　講師は，社会教育指導員，学識経験者，教職員，その他関係機関，関係団体の中から依頼するものとする。

（経費の負担）

第９条　学習に係る経費は，市費よりの補助金，開設校，開設校のＰＴＡ及び学級生で負担する。

（１）　報償費・需用費等は市費よりの補助金，開設校，開設校のＰＴＡ及び学級生で負担する。

（２）　活動費・学級生に直接還元される材料費等は，学級生の負担とする。

（受講生の責任）

第 10 条　学級の開設時に生じた学習者の故意又は過失による事故・災害については，学習者の責任とする。ただし，施設・設備の瑕疵による事故はその限りでない。

（その他）

第 11 条　この事項に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

鉾田市家庭教育学級事業費補助金交付要項

（趣旨）

第１条　市長は，保護者等が生活上の家庭教育課題についての学習を各小中学校において，一定の期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う団体に対し，補助金を交付するものとし，その補助金の交付については，鉾田市補助金交付規則（平成 17 年 10 月 11 日規則第 37 号）に定めるもののほか，この要項に定めることによる。

（補助金の額）

第２条　補助額は当該年度の予算の範囲内とする。

（補助金の交付申請）

第３条　補助金の交付を受けようとするものは，補助金交付申請書（様式第 1 号・2 号・3 号・4 号）を別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金交付通知）

第４条　補助金の交付決定通知は，補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（内容変更）

第５条　補助金の交付の決定を受けた者は，補助金の対象となった事業の内容を変更しようとするとき，又は当該事業を中止若しくは廃止しようとするときは，あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は，補助金交付の対象となった事業が予定期間内に完了することが困難となった場合においては，速やかに市長に報告し，その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第６条　補助金の交付を受けた者は，補助金交付の対象となった事業が完了したときは，速やかに事業費補助金実績報告書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第７条　市長は，前条の規定により提出された実績報告書を審査し，当該事業がこの補助金の交付の目的に適合しないと認めたときは，補助金の返還を求めることができる。

（証拠書類の保存等）

第８条　補助金の交付を受けた者は，補助金に係る帳簿，その他の証拠書類を整備し，補助の対象となった事業が完了した翌年度から起算して，3 年間保存しなければならない。

２　補助金の交付を受けた者は，前項の証拠書類保存期間中，市長の求めがあったときは，市長又はその指定する者に前条の証拠書類を閲覧させ，又は写しを与えなければならない。

（様式１号）

平成　　年　　月　　日

鉾田市長　鬼沢　保平　様

団　体　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

平成　　年度鉾田市家庭教育学級事業費補助金申請書

平成　　年度において，下記のとおり事業を実施したいので，鉾田市家庭教育学級事業費補助金要項により補助金の申請をいたします。

記

１．　事　業　名　：　　鉾田市家庭教育学級事業

２．　交付申請額　：　　金　　円

３．　事業計画書　：　　別紙のとおり　（様式第２号）

４．　収支予算書　：　　別紙のとおり　（様式第３号）

５．　添 付 資 料　：　　補助を受けようとする年度の前年度総会資料，又は類する書類

（様式２号）

事　業　計　画　書

開設学級名：　　学校家庭教育学級
学級長名　：　　㊞

学習主題					
開設期間	平成　　年　４月　１日　～　平成　　年　３月３１日				
学級生	男　　人・女　　人・計　　人	対象学年			
開設場所		実施時間	時間　　分	実施回数	回

回	月日／曜日	学習課題	学習内容	時間	講師・指導者等
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					

（様式第３号）

収　支　予　算　書

１．収入の部　（単位：円）

費　　目	金　額	摘　　要
補助金		鉾田市補助金　　円
ＰＴＡ補助金		ＰＴＡ補助（助成）金　　円
会費（個人）		会費　　円×　　人＝　　円
その他		
計		

２．支出の部　（単位：円）

費　　目		金　額	摘　　要
報償費			
旅　費			
需用費	消耗品費		
	印刷製本費		
	食糧費		
通信運搬費			
計			

（様式第４号）

平成　　年度　　鉾田市＿＿＿＿＿＿＿＿家庭教育学級生名簿

平成　　年　　月　　日現在　　合計　　名

役員名簿

役職名	氏　　名	住　　所	電話番号	備　考
学級長				
副学級長				
副学級長				
書　　記				
会　　計				

学級生名簿

ＮＯ	氏　　名	子どもの学年	ＮＯ	氏　　名	子どもの学年
１		年	２１		年
２		年	２２		年
３		年	２３		年
４		年	２４		年
５		年	２５		年
６		年	２６		年
７		年	２７		年
８		年	２８		年
９		年	２９		年
１０		年	３０		年
１１		年	３１		年
１２		年	３２		年
１３		年	３３		年
１４		年	３４		年
１５		年	３５		年
１６		年	３６		年
１７		年	３７		年
１８		年	３８		年
１９		年	３９		年
２０		年	４０		年